

# 桑名市の人事行政の運営等の状況について

「桑名市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」(平成17年条例第41号)の規定に基づき、桑名市職員の給与や部門別職員数などを公表いたします。

## 1 任免及び職員数に関する状況

### (1)採用状況(平成18年4月1日現在)

区分	採用人数
一般職	23人
消防職	7人
教育職	0人
医療職	14人
合計	44人

職員の採用は、行政需要の動向や今後の退職者数などを考慮して行っています。

また、退職者の豊かな知識と経験を活用するため、条例に基づき再任用制度を実施しています。

平成18年4月1日の再任用職員数は、12人です。(表の数には含まれません。)

### (2)職員の退職状況(平成17年度)

区分	定年退職	勸奨退職	普通退職等	合計
一般職	16人	24人	11人	51人
消防職	3人	2人	0人	5人
教育職	0人	1人	8人	9人
医療職	2人	6人	20人	28人
合計	21人	33人	39人	93人

平成17年度の退職者数は表のとおりです。

### (3)部門別職員数の状況

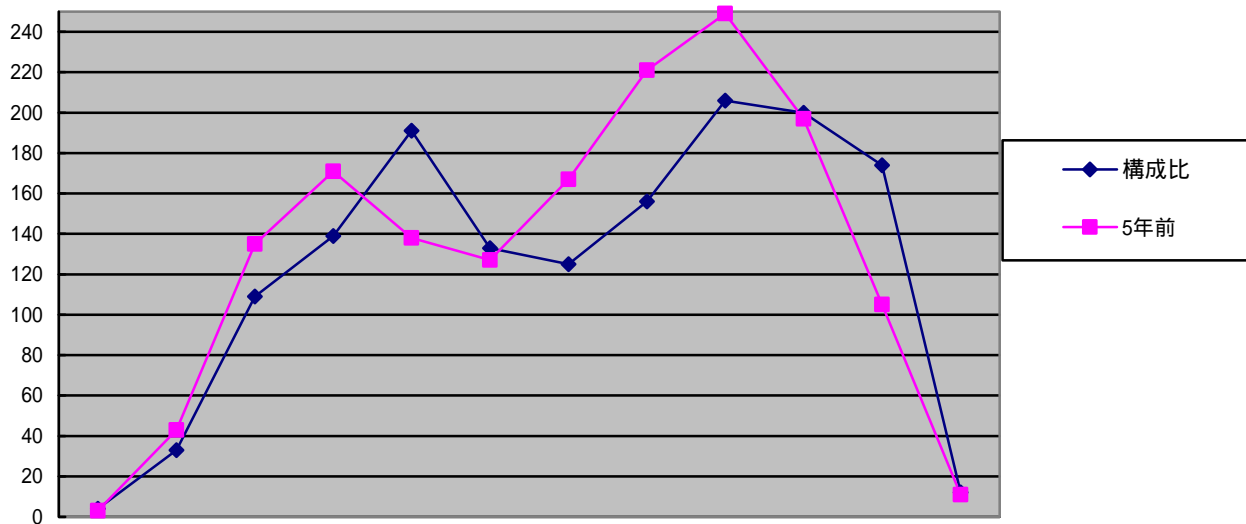
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数
		平成17年	平成18年	
一般行政部門	議会	11	11	0
	総務	189	181	8
	税務	46	45	1
	民生	207	203	4
	衛生	94	96	2
	労働	1	1	0
	農林水産	41	39	2
	商工	11	12	1
	土木	93	95	2
	小計	693	683	10

部門	特別行政	教育	234	227	7
		消防	231	233	2
		小計	465	460	5
会計部門	公営企業等	病院	209	205	4
		水道	42	39	3
		下水道	35	33	2
		その他	67	63	4
		小計	353	340	13
合計			1511	1483	28

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

#### (4) 年齢別職員構成の状況 (18年4月1日現在)



20歳未満    20歳~23歳    24歳~27歳    28歳~31歳    32歳~35歳    36歳~39歳    40歳~43歳    44歳~47歳    48歳~51歳    52歳~55歳    56歳~59歳    60歳以上

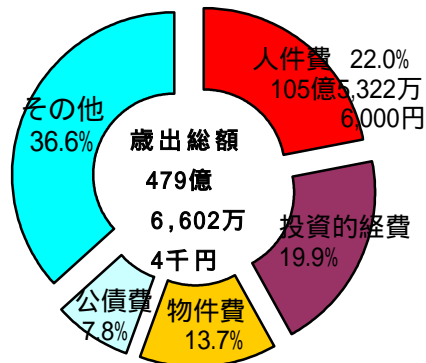
区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数 (H18)	人 4	人 33	人 109	人 139	人 191	人 133	人 125	人 156	人 206	人 200	人 174	人 12	人 1483
5年前 (H13)	人 3	人 43	人 135	人 171	人 138	人 127	人 167	人 221	人 249	人 197	人 105	人 14	人 1570

## 2 給与の状況

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (18年3月31日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考)16年度の 人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
17	136,637	47,966,024	2,054,955	10,553,226	22.0	22.7

歳出総額に占める人件費割合

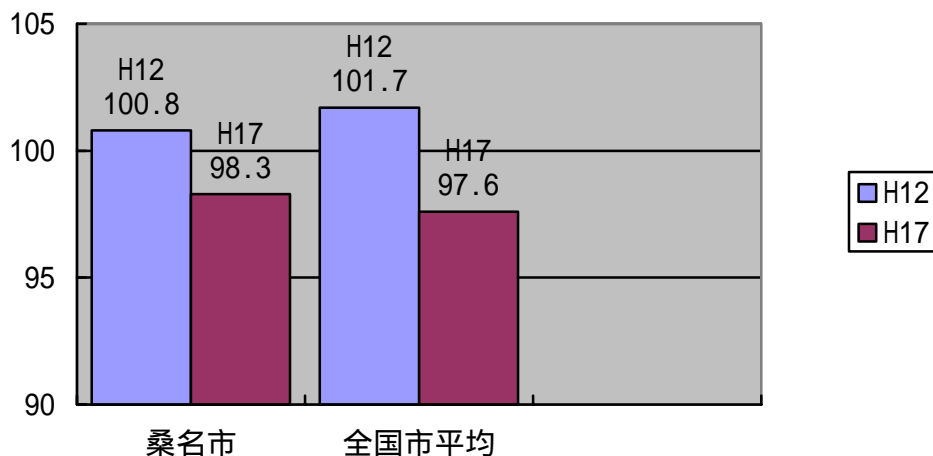


### (2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B / A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
18	1,288	4,927,882	1,004,766	2,043,742	7,976,390	6,192

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 給与費は当初予算に計上された額である。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 平成12年度桑名市の指数については、合併前の旧桑名市の指数である。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（18年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
桑名市	44.3歳	355,200円	422,618円
			387,385円
県	42.1歳	357,490円	441,127
国	40.4歳	328,477円	381,212円

技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
桑名市	49.8歳	272,600円	292,726円
うち用務員	53.8歳	266,100円	276,782円
うち清掃職員	46.3歳	297,800円	336,489円
うち学校給食員	49.7歳	247,800円	254,011円
三重県	46.2歳	347,260円	392,466円

教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
桑名市	42.1歳	369,707円	390,409円
三重県	43.9歳	427,376円	455,924円

(注) 1 「平均給料月額」とは、18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、一般行政職の平均給与月額の上段は、これら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(5) 職員の初任給の状況（18年4月1日現在）

区 分		桑名市	県	国（国家公務員種）
		初任給	初任給	初任給
一般行政職	大学卒	170,200円	176,800円	170,200円
	高校卒	138,400円	142,800円	138,400円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（18年4月1日現在）

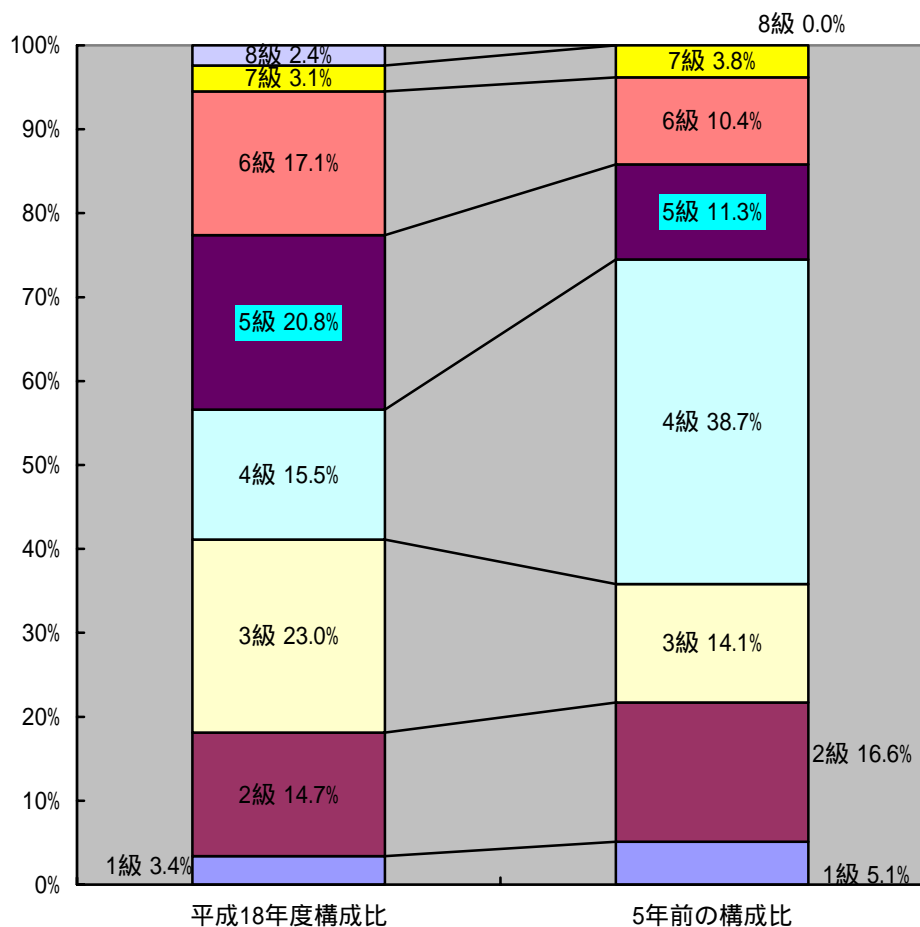
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	272,000円	339,200円	391,200円
	高校卒	214,600円	292,400円	319,400円

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（18年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事補	21人	3.4%
2級	主事	90人	14.7%
3級	主任 主事	141人	23.0%
4級	主査	95人	15.5%
5級	課長補佐 係長	128人	20.8%
6級	課長 主幹	105人	17.1%
7級	次長	19人	3.1%
8級	部長	15人	2.4%

- (注) 1 桑名市給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

一般行政職級別職員数の状況



(8) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
16年度	職 員 数 A	1,273人
	普通昇給期間(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	101人
	比 率 B / A	7.9%
17年度	職 員 数 A	1,510人
	普通昇給期間(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	118人
	比 率 B / A	7.8%

(注) 平成16年度の数値については、合併前の旧桑名市の数値である。

## (9) 職員手当の状況

### 期末手当・勤勉手当

桑名市			国		
1人当たり平均支給額（17年度） 1,637千円			-		
（18年度支給割合）			（17年度支給割合）		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
6月期	1.40月分 (0.75)月分	0.725月分 (0.35)月分	6月期	1.40月分 (0.75)月分	0.71月分 (0.35)月分
12月期	1.60月分 (0.85)月分	0.725月分 (0.40)月分	12月期	1.60月分 (0.85)月分	0.71月分 (0.40)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置があります。（役職加算5%～15%）			（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置があります。（役職加算5%～20%）		

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

### 退職手当（18年4月1日現在）

桑名市			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%～20%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額（自己都合） 4,872千円 (勸奨・退職) 25,065千円					

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

### 地域手当（18年4月1日現在）

支給対象	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全職員（医師除く）	1%	1,456人	1%
医師	11%	26人	11%

特殊勤務手当（18年4月1日現在）

支給実績（17年度決算）		109,809千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）		241,338円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（17年度）		31.7%	
手当の種類（手当数）		8種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
核病棟、放射線、病理検査及び看護業務従事手当	放射線取扱勤務者、病理検査勤務者、深夜看護等に従事する市民病院職員	放射線取扱業務、病理検査業務、深夜看護業務等	放射線取扱、病理検査：日額300円 深夜看護業務：2時間以上1回3,000円 2時間未満1回2,400円
消防職員の特殊勤務手当	消防本部、消防署（分署）に勤務する職員	消防職員が正規の勤務時間として深夜に勤務した時または、火災等の災害もしくは救急救助のため出勤した時	（例） 深夜勤務：5時間以上1回500円 消火作業：1回300円
行旅病人、同死亡人の処理従事手当	福祉総務課職員	行旅病人の取扱い、保護業務又は行旅死亡人の収容業務	行旅病人処理：1件1,500円 行旅死亡人処理：1件3,000円
社会福祉事務従事手当	社会福祉事務所、療育センター、清風園、福祉センター職員	庁外における社会福祉業務に関する現業に1日4時間以上従事した時	社会福祉に関する現業手当：日額200円 療育センター等勤務する職員の手当：日額100円
じんかい処理作業従事手当	清掃センターに勤務するじんかい処理に従事する職員	じんかい処理作業に1日4時間以上従事した時	日額800円 悪天候加算：日額500円 動物等死骸処理：1件600円
市民病院職員の特殊勤務手当	市民病院医師、看護職員、医療技術員	手術業務、死体解剖、死後処理等	手術1日：300円 死体解剖：1件2,500円 死後処理：1件600円
市民病院医師の特殊勤務手当	市民病院医師	医学研究又は調査業務	院長：月額280,000円 副院長：月額200,000円
防疫業務従事手当	環境管理課職員	動植物の防疫作業	1日：300円

（注）月額支給の手当については、支給対象業務に月10日以上従事した場合に支給する。

時間外勤務手当

支給実績（17年度決算）	377,379千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	301千円



その他の手当（18年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (17年度決算)
扶養手当	配偶者 :13,000円 配偶者以外の2人目まで : 6,000円 ただし、 配偶者のない場合の1人目 :11,000円 配偶者を扶養親族として いない場合の1人目 : 6,500円 その他の扶養親族 : 5,000円 満16歳～22歳の子の加算: 5,000円	同	165,924千円	241,520円
住居手当	自宅 (新築又は購入後5年間):2,500円 借家:家賃12,000超23,000円まで 家賃 - 12,000円 :家賃23,000円超 (家賃 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円 支給限度額 27,000円	同	44,275千円	186,814円
通勤手当	交通機関利用 実費支給限度額 55,000円 交通用具(自動車等利用) 片道2km以上の距離区分に応じ 2,000円～24,500円	同	94,825千円	80,429円
管理職手当	給料月額×支給割合(例)課長級 14%	同	126,193千円	693,367円

(10) 特別職の報酬等の状況（18年4月1日現在）

区 分		給料月額等
給 料	市長	1,028,000円
	助役	781,000円
	収入役	672,000円
報 酬 額	議長	590,000円
	副議長	510,000円
	議員	(旧桑名市議)460,000円
		(旧多度町議)210,000円
		(旧長島町議)220,000円
期 末 手 当	市長	(18年度支給割合)
		6月期 2.125月分
	助役	12月期 2.325月分
		議長
	6月期 1.60月分	
	副議長	12月期 1.75月分
		旧桑名市議
	6月期 1.60月分	
	旧多度町議	12月期 1.75月分
6月期 1.50月分		
旧長島町議	12月期 1.80月分	
	6月期 2.10月分	
12月期 2.35月分		
退 職 手 当	市長	(算定方式)
		任期ごとに算定
		(支給時期)
助役	任期ごとに算定	任期終了時
	任期ごとに算定	任期終了時
収入役	任期ごとに算定	任期終了時

## (11) 公営企業職員の状況

### 職員給与費の状況

#### ア 決算

区分	総費用 A	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考)16年度の総費用に 占める職員給与費比率
17年度	千円 5,381,389	千円 778,655	% 14.5	% 15.7

#### イ 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	人 73	千円 312,063	千円 62,800	千円 130,622	千円 505,485	千円 6,924

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 給与費は当初予算に計上された額である。

### 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(18年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
45.0歳	355,600円	426,398円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

### 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

公営企業職員			桑名市一般行政職		
1人当たり平均支給額(17年度) 1,751千円			1人当たり平均支給額(17年度) 1,637千円		
(17年度支給割合)			(17年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
6月期	1.40月分 (0.75)月分	0.725月分 (0.35)月分	6月期	1.40月分 (0.75)月分	0.725月分 (0.35)月分
12月期	1.60月分 (0.85)月分	0.725月分 (0.40)月分	12月期	1.60月分 (0.85)月分	0.725月分 (0.40)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 があります。(役職加算5%~15%)			(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置が あります。(役職加算5%~20%)		

- (注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（18年4月1日現在）

公営企業職員			桑名市一般行政職		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額（自己都合） 0千円 (勸奨・定年) 27,399千円			1人当たり平均支給額（自己都合） 4,872千円 (勸奨・定年) 25,065千円		

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

エ 特殊勤務手当（18年4月1日現在）

支給実績（17年度決算）	957千円
支給職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	56,294円
職員全体に占める手当支給職員の割合（17年度）	23.6%
手当の種類（手当数）	0種類

オ 時間外勤務手当

支給実績（17年度決算）	24,499千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	472千円

カ その他の手当（18年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績（17年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）
扶養手当	配偶者 :13,000円	同	14,369千円	266,085円
	配偶者以外の2人目まで : 6,000円 ただし、 配偶者のない場合の1人目 :11,000円 配偶者を扶養親族として いない場合の1人目 : 6,500円 その他の扶養親族 : 5,000円 満16歳~22歳の子の加算: 5,000円			
住居手当	自宅 (新築又は購入後5年間) :2,500円	同	2476千円	247,550円
	借家:家賃12,000超23,000円まで 家賃 - 12,000円 :家賃23,000円超 (家賃 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円 支給限度額 27,000円			

通勤手当	交通機関利用 実費支給限度額 55,000円 交通用具(自動車等利用) 片道2km以上の距離区分に応じ 2,000円～24,500円	同	5,302千円	91,404円
管理職手当	給料月額×支給割合(例)課長級 14%	同	6,680千円	742,212円

### 3 勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間

1日の勤務時間数は、8時30分から17時15分までの週40時間勤務で、原則週休2日制となっています。市民サービスの向上、業務の効率化などの目的で、勤務時間帯をずらしたり、交代制勤務としたりするなど、業務内容によって異なる勤務形態をとっています。

#### (2) 休暇制度

休暇には大きく次の4つがあります。

年次有給休暇：1年(暦年)あたり20日間与えられます。残日数がある場合は、20日を限度として翌年に繰越すことができます。

病欠休暇：病欠療養に必要な期間(90日以内)について有給で与えられます。

特別休暇：特定の事由に基づいて有給で認められます。結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、夏期休暇などです。

介護休暇：配偶者等の介護が必要な期間(連続する6月以内)について無給で与えられます。

### 4 分限及び懲戒処分の状況

#### (1) 分限処分の状況(平成17年度)

区分	免職	降任	休職	合計
市長部局	人	人	12人	12人
教育委員会	人	人	2人	2人
合計	0人	0人	14人	14人

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任および休職があります。平成17年度に分限処分の状況は表のとおりです。

#### (2) 懲戒処分の状況(平成17年度)

区分	免職	停職	減給	戒告
市長部局	人	人	人	人
教育委員会	人	人	4人	人
合計	0人	0人	4人	0人

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、免職、停職、減給および戒告があります。平成17年度の懲戒処分の状況は表のとおりです。

## 5 職員のサービスの状況

### サービスに関する基本原則の概要

基本原則	概要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務遂行しなければいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。
営利企業等の従事制限	営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

## 6 職員研修及び勤務成績の評定の状況（平成17年度）

### (1) 研修実施状況

#### 独自研修実施状況

	研修名	受講者数(人)	実施日数
基本研修	新規採用職員研修（前期・後期）	23	16
	上級職員研修	19	2
	監督者二次研修	25	2
	監督者三次研修	25	3
	監督者四次研修	19	2
	管理者 部研修	158	5
	管理者 部研修	98	4
特別研修	地方自治制度研修	20	2
	行政法研修	20	3
	法制執務研修	22	2
	接遇指導者養成研修	49	1
	男女共同参画能力開発研修	5	10
	職場風土改革研修	142	1
	プレゼンテーション研修	29	2
	交通安全研修	145	3
	手話講習研修	37	6
	救急救命講習研修	321	16
	メンタルヘルス研修	38	1
	情報管理研修	500	1
	同和問題職員一次研修	101	1
	同和問題職員二次研修	160	2
	同和問題職員二次研修（参画型）	23	1
	同和問題職員三次研修	486	1
	同和問題職員三次研修（フィールドワーク）	22	1
	同和問題職員三次研修（参画型）	21	1
	人権啓発推進員研修	77	3

技能労務職員等研修	118	2
保育士研修	74	1
看護師研修	32	1
臨時的任用職員研修	49	1

#### 派遣研修実施状況

派遣先	派遣人数(人)
市町村アカデミー	9
国際文化アカデミー	6
自治大学校	1
三重県人権大学講座	2
三重県自治会館組合他	107

#### 職場研修

毎月1回各職場で実施

テーマ・・・人権研修	延べ人数	11,963人
待遇研修	延べ人数	900人

#### 自主研修

通信教育講座	8人
自主研究グループ	1組

## (2) 職員の勤務評定の実施状況

市では、職員が職務遂行過程で発揮した能力、資質、業績、態度等を適切に把握し、職員の能力育成に役立てるとともに、昇任、配置転換等の人事管理に活用するため、年1回勤務評定を実施しています。

また、管理職職員については、地方公務員法及び勤勉手当の趣旨の積極的な実現と職員の士気の高揚、意識改革、業績重視の職場風土の醸成、更には行政施策の効果的、効率的な推進を図るため、勤務評定結果を勤勉手当の支給額に反映しています。

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 健康管理事業について

労働安全衛生法及び安全衛生管理規程に基づき、事業者責任として、職場における職員の安全と健康を確保するため、定期健康診断、メンタルヘルス事業等を実施しています。

### (2) 桑名市職員共済組合について

地方公務員法第42条に規定される地方公務員の厚生制度（職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項）を効率的・効果的に実施するため、条例に基づき桑名市職員共済組合が設置されています。

### (3) その他の福利厚生事業について

職員の共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合が、公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、それぞれ主体となり制度を実施しています。

## **8 公平委員会の業務の状況**

### **(1) 公平委員会の概要**

公平委員会は、地方公務員法第7条第3項の規定により設置され、又、処理する事務は、同法第8条第2項において定められています。その主な内容は次のとおりです。

- ・ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- ・ 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- ・ 職員の苦情を処理すること。

### **(2) 公平委員会の業務の状況（平成17年度実績）**

（単位：件）

業務の種別	桑名市
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分についての不服申立て	0
苦情の処理	0